

東日本大震災に係る法人県民税の減免について

東日本大震災により被災された場合には、申請により法人県民税の減免を受けることができます。

1 減免の要件

平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度の損益計算書に計上されている東日本大震災に係る特別損失額の合計額が、平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価格の2分の1以上であること。

※ 特別損失には、当該特別損失に相当する額を繰延資産として貸借対照表に計上している場合の当該繰延資産を含み、損失に補填される保険金、損害賠償金等は除きます。

「東日本大震災に係る特別損失額」には、放射能汚染による損失についても、損益計算書上特別損失に計上されているものは含まれます。

減免の可否は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの3年間に終了する各事業年度分の特別損失額の合計額により判断します。

2 減免する額

(1) 法人税割

ア 税率5.8%が適用される法人

5.8%で計算した税額から、税率を4.8%として計算した場合の税額を控除した額

イ 税率5.0%が適用される法人

5.0%で計算した税額から、税率を4.0%として計算した場合の税額を控除した額

減免後の法人税割額は、それぞれ税率を4.8%又は4.0%として計算した額となります。

(2) 均等割

全額

3 減免対象事業年度

平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分

4 申請手続き

減免を受けようとする場合は、「法人県民税減免申請書」に次の書類を添付して管轄の地方振興局県税部へ提出してください。

(1) 減免を申請する事業年度の損益計算書

※ 損益計算書で特別損失額及び損失に補填される保険金、損害賠償金等の額が確認できない場合は、これらの額が確認できる書類

(2) 平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表

(平成23年3月11日の属する事業年度に新設された法人にあつては、設立時における貸借対照表)

※ 資産の計上内容に変更がない場合は、2回目以降の申請には不要です。

(3) 減免を申請する事業年度の貸借対照表

(特別損失に相当する額を繰延資産として整理している場合に限る。)

※ 貸借対照表で繰延資産の額が確認できない場合は、この額が確認できる書類

◆ 地方振興局県税部において減免の可否を判断するに当たって、上記のほかに関係書類の添付を求める場合があります。

5 申請期限

対象の各事業年度の確定申告の申告納付期限までに申請してください。

※ 申請は毎事業年度必要です。

6 申請に当たっての留意事項

(1) 減免を受けようとする事業年度に係る確定申告書は、減免前の税額により作成してください。

(2) 減免に該当すると見込まれる場合であっても、税額の納付は減免前の金額で行ってください。

※ 申告納付期限から減免承認日までは延滞金計算の対象期間となり、また、万一減免に該当しない場合には延滞金を含めた全額を納付していただく必要があるため。

(3) 減免を受けた後において損失の額が減少したため減免の要件を満たさないこととなった場合には、減免を取り消すこととなります。

(4) 減免を受けた後において修正申告により税額が増額となる場合は、修正申告書と併せて「法人県民税減免変更申請書」を提出してください。